

その他報告事項

「都市景観ビジョン・大阪」の改定について

- 大阪府景観条例に基づく「大阪府景観形成基本方針」として、大阪全体の景観のあり方を示す「都市景観ビジョン・大阪」(平成30年1月策定)に基づき、良好な景観形成に向けた取組を展開
- 規制誘導を通じた景観形成の進展や市町の景観行政団体化の拡大等に加え、国においても景観法の改正議論が進むなど景観行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、ビジョンの改定に着手
- 令和8年9月頃に大阪府景観審議会への諮問を行い、その後、部会での検討を実施

(想定スケジュール)

2025年度	2026（令和8）年度												2027（令和9）年度				
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4~6	7~9	10~12	1~3	
★景観審議会(3/26)						★景観審議会 諮問											★景観審議会 答申
							景観審議会 部会(2~3回)						部会(1~2回)				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>進め方(想定)</p> <p>【R8.9審議会】 府から審議会に諮問</p> <p>【R8.9~R9.3部会】 〰️これまでの取組等の進捗 〰️目標 〰️取組の視点・方向性 等</p> <p>【R9.4~R9.夏部会】 〰️具体的な施策展開 〰️推進体制 等</p> <p>【R9.秋 審議会】 審議会から府への答申 →答申を踏まえ、「都市景観ビジョン・大阪」改定(令和9年中)</p> </div>																	
																	★ ビジョン 改定

【参考】都市景観ビジョン・大阪《平成30年1月策定》

基本目標

きらめく世界都市・大阪の実現

基本方針

1. **広域的な視点**で景観づくりに取り組みます！
2. **地域や身近な景観づくり**に取り組みます！
3. みんなで**景観をつくり、守り、育て、活かします**！

視点と取組

① **民間が主体的に景観づくり**に取り組み、積極的に投資できる環境をつくる。

- 方針・計画の提示
- 適切な規制誘導による景観づくり
- 公的資産の民間開放
- 公民連携のプラットフォームづくり



② 公共事業の実施にあたっては、**地域の景観づくりの模範**となるよう努める。

- 公共建築物の景観への配慮
- 都市インフラや面的開発の景観への配慮
- 公共事業における景観面でのPDCAサイクルの確立

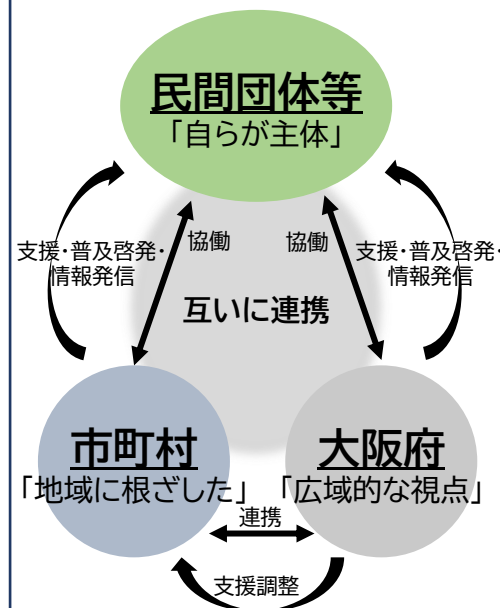


③ **景観づくりの担い手を育成**し、大阪の魅力を創出し、発掘する。

- ビュースポット(視点場)の発掘と情報発信
- 市町村の景観行政団体化の促進
- 担い手の育成と景観まちづくりの継続




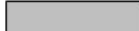
推進体制



【参考】府内の景観行政団体

○ 大阪府内43市町村中、19市2町が景観行政団体として景観法に基づく事務等を展開

大阪府が景観行政団体の区域 

市町村が景観行政団体の区域 

(近年の動向)

※「都市景観ビジョン・大阪」策定(H30.1)以降

市町村名	景観行政団体への移行年
八尾市	H30.4 (中核市移行)
大東市	H31.4
島本町	R5.6
和泉市	R5.6
貝塚市	R6.11



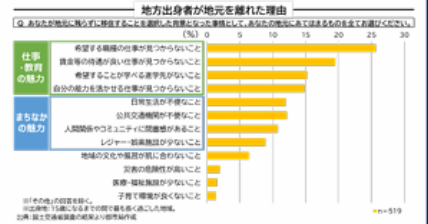
※上記のほか、池田市、摂津市、守口市においては、大阪府の景観計画に基づく届出処理等の事務を実施

【参考】景観法改正の動向

● 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案

背景・必要性

- 地方部を中心に人口減少が進む中、仕事やまちなかの魅力の不足による若者の地方離れの深刻化などにより、地方都市等の生活サービス機能の維持は一層困難に
 - ※ その他、災害に強い地域づくり、市街地整備事業における所有者不明土地対策などの課題も存在
- 地域の稼ぐ力の強化や、まちなかの魅力磨き上げを通じ、地域に民間投資を呼び込み、個性ある都市空間を実現する「令和の都市(まち)リノベーション」を進める必要



※景観法関連抜粋

2.地域の歴史・文化や景観・環境に根ざすまちづくりの推進

③良好な景観形成に向けた取組の充実【景観法】

- 所有者との協定に基づく建造物改修・活用等により**良好な景観再生を図る制度**を創設
- **都道府県**に、広域景観基本方針の策定や、景観計画に関する**市町村間の調整権限**を付与

法案の概要

1. 都市機能の更なる集積・連携による地域の活性化

- ①まちなかでの業務施設等の立地促進【都市再生特別措置法、都市計画法、建築基準法、広活法】
 - 立地適正化計画に**特定業務施設等**(オフィス、インキュベーション施設、集客施設等)の誘導を位置づけ、用途・容積率の緩和制度の創設や施設整備への金融支援を実施<予算>
- ②広域連携による都市圏での高次都市機能等の確保【都市再生特別措置法】
 - **都道府県**に、立地適正化計画に関する**市町村間の調整権限**を付与
- ③都市機能の集積や更新等を担う都市開発事業の推進【都市再開発法、土地区画整理法、都市再生特別措置法】
 - 特定業務施設等誘導地区での市街地再開発事業の施行等を可能とするとともに、施行者による所有者不明土地管理人の選任請求の明確化等により、**市街地整備事業の円滑な施行を確保**
 - 民間都市再生事業計画の**大臣認定の申請期限を令和14年3月31日まで延長**



2. 地域の歴史・文化や景観・環境に根ざすまちづくりの推進

- ①地域の大切な資産のリノベーションや活用等の促進【都市再生特別措置法】
 - 都市再生整備計画に、**地域固有の魅力の維持向上を図る区域**を位置づけ、地域の核となる建築物をリノベーション・活用するための制度等を創設<予算>
- ②地域の個性を引き継ぐ歴史まちづくりの拡充【歴史まちづくり法】
 - **歴史まちづくり計画の作成に必要な文化財を、市町村の指定文化財等にも拡大**<予算>
- ③良好な景観形成に向けた取組の充実【景観法】
 - 所有者との協定に基づく建造物改修・活用等により**良好な景観再生を図る制度**を創設
 - **都道府県**に、広域景観基本方針の策定や、景観計画に関する**市町村間の調整権限**を付与



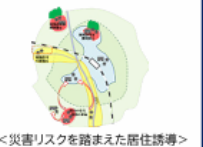
3. 官民連携による適切なマネジメントを通じた地域の付加価値の維持・向上

- ①民間事業者等の公共貢献を活かしたまちづくりの促進【都市再生特別措置法】
 - 民間の公共貢献のインセンティブの確保と合わせた**公共公益施設の整備・管理に関する協定制**を創設<税制・予算>
- ②適切かつ持続的なエリアマネジメント活動の確保【都市再生特別措置法、都市開発資金法】
 - **エリアマネジメント活動に関する計画制度**を創設し、計画に基づく業務に対する無利子貸付けや活動拠点となる施設整備への金融支援、道路・公園の利活用の円滑化等を実施<予算>



4. 都市の安全確保

- ①より安全な市街地への居住の誘導【都市再生特別措置法】
 - 立地適正化計画について、**居住誘導区域から災害危険区域を全て除外**
- ②災害時における居住者、来街者の安全確保【都市再生特別措置法】
 - 立地適正化計画の防災指針に、**業務施設等の利用者の安全確保**を位置づけ
 - 防災指針に位置付けた**防災施設(備蓄倉庫等)の維持管理に関する協定制**を創設



【施行期日】 公布の日から6月以内施行 ※1. ③のうち一部の規定は公布の日から1年以内施行